

議案第27号

令和3年度基山町一般会計補正予算（第4号）

令和3年度基山町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,532,698千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年7月19日提出

基山町長 松田 一也

令和3年7月19日原案可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
12 分担金及び負担金		31,916	202	32,118
	1 分担金	0	202	202
21 町債		453,844	200	454,044
	1 町債	453,844	200	454,044
歳入合計		7,532,296	402	7,532,698

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農村地域防災減災事業	(千円) 200	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。